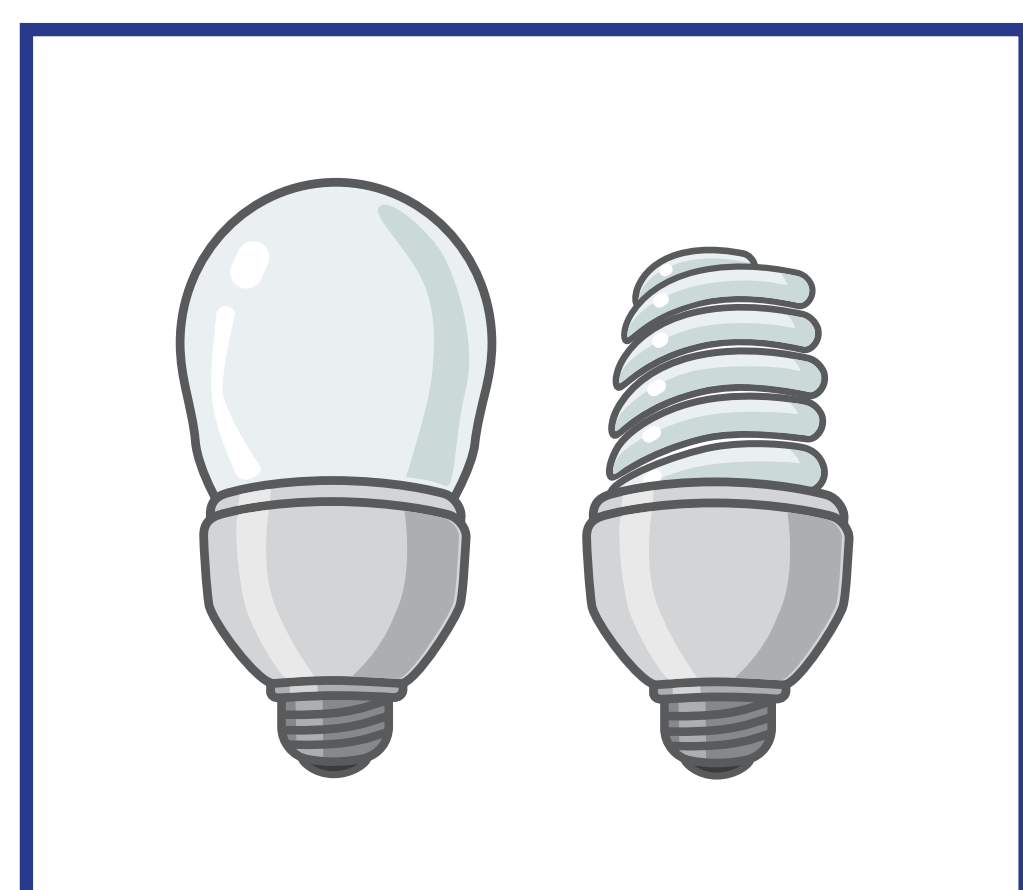


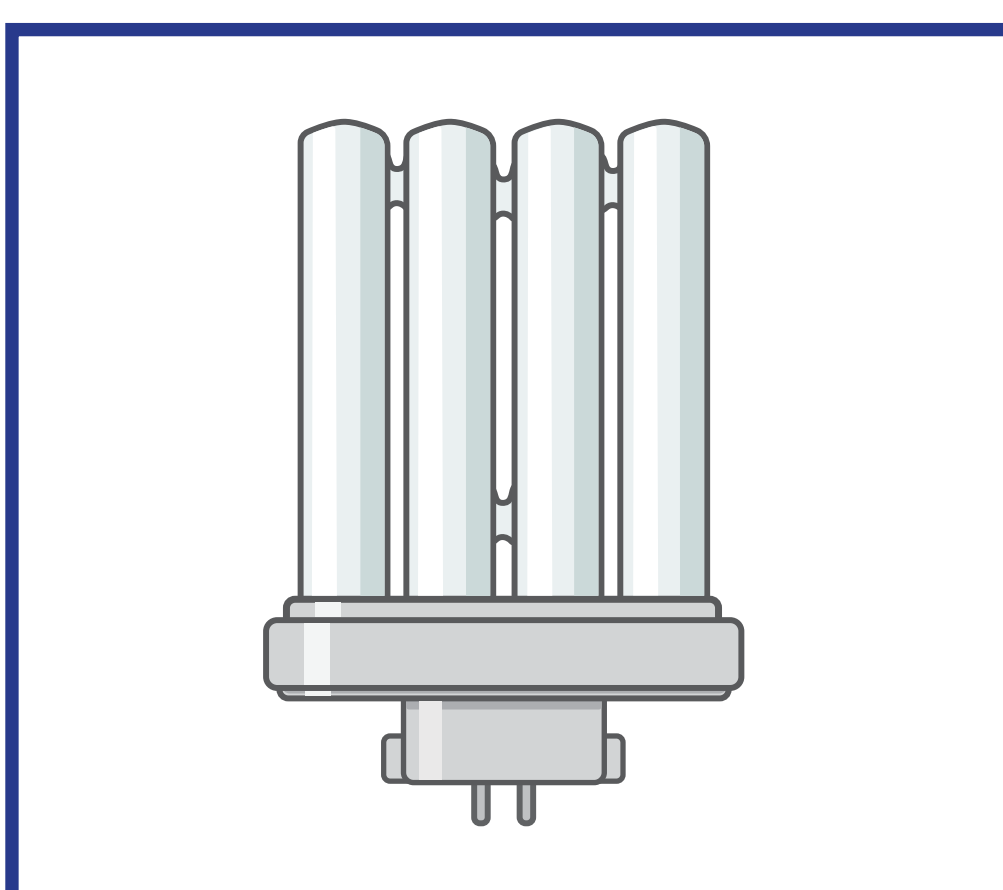
一般照明用の蛍光ランプは 2027年末までに製造・輸出入禁止 になります

水銀に関する水俣条約締約国会議の決定を受けて、一般用照明の蛍光ランプについて、その種類に応じて段階的に製造・輸出入を禁止することを政府として決定しました。

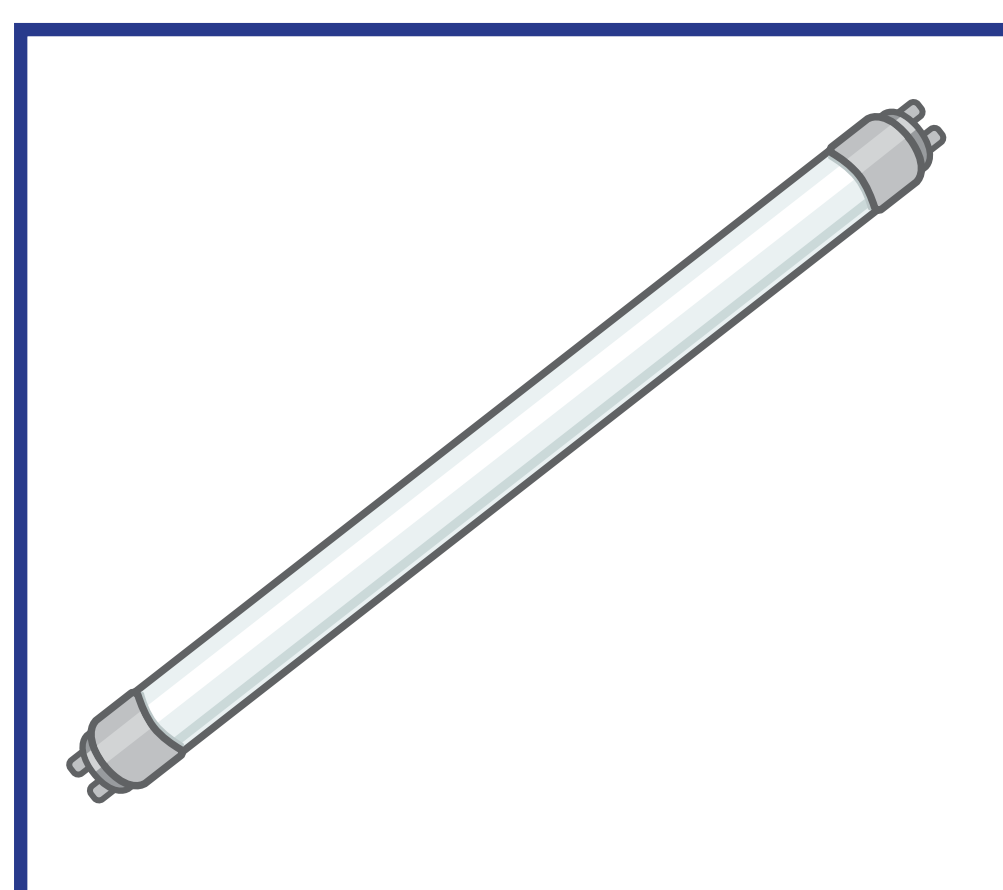
蛍光ランプの種類毎の製造・輸出入禁止の時期は下記の通りです。



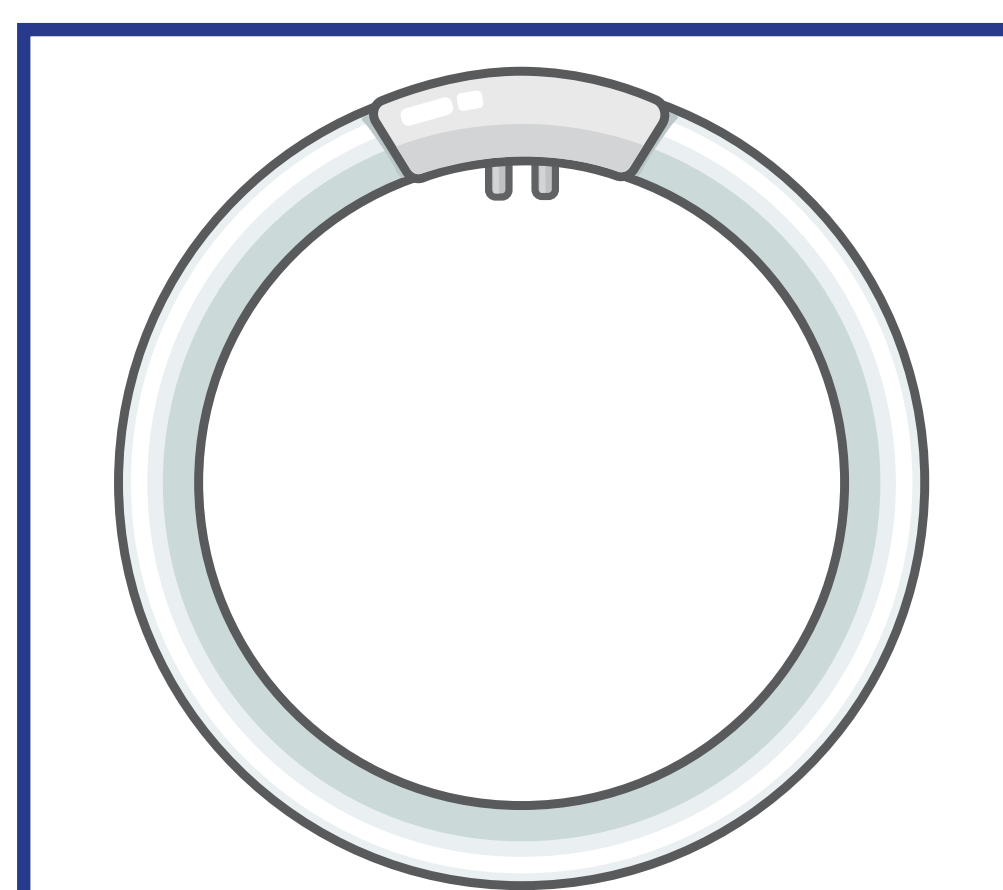
電球形蛍光ランプ（※1）



コンパクト形蛍光ランプ



直管形蛍光ランプ（※2）



環形蛍光ランプ（※2）

**2026年1月1日
より禁止**

**2027年1月1日
より禁止**

**2028年1月1日
より禁止**

**2028年1月1日
より禁止**

※1 電球形蛍光ランプのうち 30W を超えるものは 2027 年 1 月 1 日から禁止されます。

※2 ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは 2027 年 1 月 1 日から禁止されます。

■ 蛍光ランプから LED 照明への計画的な交換を
お願いいたします。

■ 蛍光ランプの製造・輸出入は禁止されますが、
使用・販売・購入は禁止されません。

■ 廃棄の際は、自治体のルールに従った分別・排出や
廃棄物処理法などの関係法令に従った適正な処理を
お願いいたします。